

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び
 石川県漁業調整規則第11条第1項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
 令和5年6月20日

(1) 小型いか釣り漁業（あかいか）

漁業の種類	漁業種類	制限措置						新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数	船舶のトン数	推進機関の馬力数	作業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
小型いか釣り漁業	小型いか釣り漁業（あかいか）	1	10ト未満	定めなし	羽咋郡志賀町福浦港灯台中心点（北緯37度4.665分、東経136度43.135分）270.0度の線以南の石川県沖合海域とする。ただし、最大高潮時海岸線から沖合1海里以内の海域を除く。	5月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 石川県に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規	5年以内	6	美川

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
 「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
 令和5年6月20日から令和5年6月26日まで

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和5年6月20日

(2) 船びき網漁業（さより2そうびき）

漁業の種類	漁業種類	制限措置						新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）	漁業時期	漁業を営む者の資格				
船びき網漁業	船びき網漁業（さより2そうびき）	11 (11)	5トン未満	定めなし	加賀市大聖寺川河口中央（北緯37度17.715分、東経136度14.643分）から315.0度の線と金沢市下安原町と金沢市専光寺町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度35.068分、東経136度34.307分）から315.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	4月1日から5月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)加賀市から白山市までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	17	加賀小美川
		5 (1)	"	"	金沢市下安原町と金沢市専光寺町との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度35.068分、東経136度34.307分）から315.0度の線と羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度51.965分、東経136度45.483分）から270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	4月1日から6月15日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)金沢市から宝達志水町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	7	金沢内灘南浦押水
		5 (5)	"	"	羽咋郡宝達志水町と羽咋市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯36度51.965分、東経136度45.483分）から270.0度の線と羽咋郡志賀町赤住と羽咋郡志賀町福浦港（北緯37度03.867分、東経136度43.3分）との最大高潮時海岸線における境界点から270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	3月15日から5月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋市から羽咋郡志賀町赤住までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	30	羽咋柴垣高志賀
		8 (5)	"	"	羽咋郡志賀町赤住と羽咋郡志賀町福浦港（北緯37度03.867分、東経136度43.300分）との最大高潮時海岸線における境界点から270.0度の線と羽咋郡志賀町と輪島市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度13.177分、東経136度41.782分）から270.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	3月1日から5月31日まで及び11月1日から1月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)羽咋郡志賀町福浦港から笹波までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	8	福浦港富来湾西海
		3 (0)	"	"	輪島市黒崎突端（北緯37度13.413分、東経136度41.740分）270.0度の線と輪島市形部崎突端（北緯37度22.225分、東経136度46.638分）311.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	3月1日から5月15日まで及び10月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)輪島市門前町劔地から樽見までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	2	門前
		29 (11)	"	"	輪島市猿山岬灯台（北緯37度19.430分、東経136度43.465分）315.0度の線と輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点（北緯37度27.957分、東経137度05.155分）から0.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	3月1日から5月15日まで及び10月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)輪島市上大沢から町野町曾々木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	13	輪島

漁業の種類	制限措置						漁業を営む者の資格	新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数(うち遊休許可の名簿管理の数)	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域(緯度経度は世界測地系)	漁業時期					
船びき網漁業	船びき網漁業(さより2そうびき)	9 (9)	5トン未満	定めなし	輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分、東経137度05.155分)から0.0度の線と珠洲市祿剛崎灯台(北緯37度31.743分、東経137度19.595分)0.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	3月1日から5月20日まで及び12月1日から12月31日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)珠洲市真浦町から高屋町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	4	すず(珠洲北部)
		0 (0)	"	"	輪島市と珠洲市との最大高潮時海岸線における境界点(北緯37度27.957分、東経137度05.155分)から0.0度の線と鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台(北緯37度17.875分、東経137度13.890分)135.0の線との両線間における石川県沖合海域。		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)珠洲市川浦町から狼煙新町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	0	すず(狼煙)
		3 (1)	"	"	珠洲市祿剛崎灯台(北緯37度31.743分、東経137度19.595分)0.0度の線と鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台(北緯37度17.875分、東経137度13.890分)135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)珠洲市三崎町から宝立町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	19	すず(寺家・蛸島・珠洲中央・宝立町)
		18 (14)	"	"	珠洲市祿剛崎灯台(北緯37度31.743分、東経137度19.595分)0.0度の線と鳳珠郡能登町能登第1防波堤灯柱(北緯37度17.748分、東経137度12.925分)180.0度の線との両線間における石川県沖合海域。		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡能登町恋路から小木までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	21	内浦小木
		11 (5)	"	"	鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台(北緯37度17.875分、東経137度13.890分)135.0の線と鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台(北緯37度15.143分、東経137度05.287分)135.0度の線との両線間における石川県沖合海域。		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡能登町字姫から字鶴川までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	0	能都(姫・能都町)
		0 (0)	"	"	鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台(北緯37度15.143分、東経137度05.287分)135.0の線と七尾市大泊町大泊鼻(北緯36度58.070分、東経137度03.397分)90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡穴水町竹太から甲までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	2	穴水(諸橋・甲)
		4 (1)	"	"	七尾市能登島向田町金ヶ崎(ソワジ鼻)突端(北緯37度08.635分、東経137度00.807分)0.0度の線、同線上金ヶ崎突端から3,500メートルの点(北緯37度10.523分、東経137度00.807分)から90.0度の線、七尾市能登島日出ヶ島町荒神鼻(小泉崎)突端(北緯37度06.687分、東経137度01.363分)と七尾市三室町新崎突端(北緯37度06.417分、東経137度01.823分)を結んだ線、七尾市鶴浦町能登観音崎灯台(北緯37度06.420分、東経137度03.477分)90.0度の線及び陸岸に囲まれた石川県沖合海域。		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)七尾市能登島祖母ヶ浦町から能登島日出ヶ島町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	0	ななか(鯨目・野崎)

漁業の種類	制限措置						新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	遊休許可の枠数管理の数	県漁協支所及び出張所(旧漁協又は地区)、都道府県	
	漁業種類	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数(うち遊休許可の名簿管理の数)	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域(緯度経度は世界測地系)	漁業時期					漁業を営む者の資格
船びき網漁業	船びき網漁業(さより2そうびき)	0 (0)	5トン未満	定めなし	鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台(北緯37度15.143分、東経137度05.287分)135.0度の線と七尾市大泊町大泊鼻(北緯36度58.070分、東経137度03.397分)90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	3月15日から5月15日まで及び12月1日から12月25日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)七尾市鶴浦町から大泊町まで(ただし佐々波町を除く)に漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続	5年	2	ななか(七尾鹿島:灘浦地区)
		22 (0)	"	"	鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台(北緯37度15.143分、東経137度05.287分)135.0度の線と七尾市大泊町大泊鼻(北緯36度58.070分、東経137度03.397分)90.0度の線との両線間における石川県沖合海域。	"	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)鳳珠郡穴水町字曾良から字曾福まで及び七尾市中島町横見から三室町及び七尾市能登島二穴町から能登島向田町までまでに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	"	"	14	穴水(穴水湾)七尾西湾七尾ななか(七尾鹿島:能登島地区)

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年6月20日から令和5年7月19日まで

漁業法（昭和42年法律第267号）第58条において準用する第42条第1項の制限措置の内容及び石川県漁業調整規則第14条第2項の許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。
令和5年6月20日

(3) 小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）

漁業の種類	漁業の種類	制限措置				漁業時期	漁業を営む者の資格	新規の許可・継続の許可	許可の有効期間	県漁協支所及び出張所（旧漁協又は地区）、都道府県
		許可又は起業の認可をすべき船舶等の数及び船舶の総トン数又は漁業者の数（うち遊休許可の名簿管理の数）	船舶のトン数	推進機関の馬力数	操業区域（緯度経度は世界測地系）					
小型機船底びき網漁業	小型機船底びき網漁業（手繰第1種漁業）	19	15トン未満		<p>加賀市大聖寺川河口中央（北緯36度17.715分東経136度14.643分）315.0度の線と珠洲市祿剛埼突端（北緯37度31.747分東経137度19.688分）0.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域は除く。</p> <p>(1) (ア)と(イ)の点を結んだ直線、(ウ)の線、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)の各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域。</p> <p>(ア) 加賀市大聖寺川河口中央 (イ) (ア) 315.0度4.0海里の点（北緯36度20.553分東経136度11.163分） (ウ) (イ) から (エ) に至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線 (エ) 羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点（北緯37度04.665分東経136度43.095分）270.0度、4.0海里の点（北緯37度04.665分東経136度38.111分） (オ) 輪島市猿山岬突端（北緯37度19.225分東経136度43.267分）270.0度3.0海里の点（北緯37度19.225分東経136度39.500分） (カ) 輪島市鋸崎突端（北緯37度21.505分東経136度45.172分）315.0度3.0海里の点（北緯37度23.638分東経136度42.519分） (キ) 珠洲市祿剛埼突端0.0度2.4海里の点（北緯37度34.151分東経137度19.688分） (ク) 珠洲市祿剛埼突端</p> <p>(2) 輪島市舩倉島及び七ツ島の各島の周囲最大高潮時海岸線から3.0海里以内の海域</p>		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 加賀市から珠洲市狼煙町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	継続		加賀 金沢 金沢港 西海 輪島
				定めなし	<p>加賀市大聖寺川河口中央（北緯36度17.715分、東経136度14.643分）315.0度の線と輪島市猿山岬突端（北緯37度19.225分東経136度43.267分）270.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、(ア)と(イ)の点を結んだ直線、(ウ)の線、(エ)、(オ)、(カ)の各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域を除く。</p> <p>(ア) 加賀市大聖寺川河口中央 (イ) (ア) 315.0度4.0海里の点（北緯36度20.553分東経136度11.163分） (ウ) (イ) から (エ) に至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線 (エ) 羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点（北緯37度04.665分東経136度43.095分）270.0度4.0海里の点（北緯37度04.665分、東経136度38.111分） (オ) 輪島市猿山岬突端（北緯37度19.225分東経136度43.267分）270.0度3.0海里の点（北緯37度19.225分東経136度39.500分） (カ) 輪島市猿山岬突端</p>	9月1日から翌年6月30日まで	次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 加賀市から羽咋郡志賀町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者		5年	加賀 金沢 金沢港 柴垣 高浜 志賀 西海
				90	10トン未満		<p>羽咋市滝崎突端（北緯36度55.752分東経136度44.928分）270.0度の線と珠洲市祿剛埼突端（北緯37度31.747分東経137度19.688分）0.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、次に掲げる海域は除く。</p> <p>(1) (ア)と(イ)の点を結んだ直線、(ウ)の線、(エ)、(オ)、(カ)、(キ)、(ク)の各点を順次に結ぶ直線及び陸岸によって囲まれた海域。</p> <p>(ア) 羽咋市滝崎突端 (イ) (ア) 270.0度4.0海里の点（北緯36度55.752分東経136度39.945分） (ウ) (イ) から (エ) までに至る石川県の最大高潮時海岸線から4.0海里の線 (エ) 羽咋郡志賀町福浦灯台（北緯37度04.665分東経136度43.135分）270.0度の線と石川県の最大高潮時海岸線との交点（北緯37度04.665分東経136度43.095分）270.0度4.0海里の点（北緯37度04.665分東経136度38.111分） (オ) 輪島市猿山岬突端（北緯37度19.225分東経136度43.267分）270.0度3.0海里の点（北緯37度19.225分東経136度39.500分） (カ) 輪島市鋸崎突端（北緯37度21.505分東経136度45.172分）315.0度3.0海里の点（北緯37度23.638分東経136度42.519分） (キ) 珠洲市祿剛埼突端22.5度3.0海里の点（北緯37度34.535分東経137度21.074分） (ク) 珠洲市祿剛埼突端</p> <p>(2) 輪島市舩倉島及び七ツ島の各島の周囲最大高潮時海岸線から3.0海里以内の海域</p>		次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1) 漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2) 羽咋郡志賀町から輪島市までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者	新規1 継続89

			<p>珠洲市能登鞍崎灯台（北緯37度29.908分東経137度08.685分）0.0度の線と、鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台（北緯37度15.137分東経137度05.267分）135.0度の線との間における石川県沖合海域。ただし、（ア）、（イ）、（ウ）、（エ）、（オ）、（カ）、（キ）の各点を順次に直線で結ぶ線及び陸岸によって囲まれた海域を除く。</p> <p>（ア）珠洲市能登鞍崎灯台 （イ）珠洲市能登鞍崎灯台0.0度1.1海里の点（北緯37度31.011分東経137度08.685分） （ウ）珠洲市禄剛崎突端22.5度3.0海里の点（北緯37度34.535分東経137度21.074分） （エ）珠洲市長手埼突端90.0度6.0海里の点（北緯37度27.038分東経137度29.138分） （オ）鳳珠郡能登町能登小木港犬山灯台（北緯37度17.875分東経137度13.890分）135.0度1.5海里の点（北緯37度16.816分東経137度15.218分） （カ）鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台（北緯37度15.137分東経137度05.267分）135.0度6.6海里の点（北緯37度10.472分東経137度11.100分） （キ）鳳珠郡能登町鶴川港導流堤灯台</p>	<p>次の(1)(2)のいずれにも該当する者 (1)漁船使用者。ただし、漁船使用予定者を含む。※1 (2)珠洲市から鳳珠郡能登町までに漁業根拠地又は使用船舶の根拠地を有する者</p>	<p>すず 小木 能都</p>
--	--	--	---	---	---------------------------

※「漁船使用者」・・・石川県の漁船原簿に登録された漁船を使用する者
「漁船使用予定者」・・・起業の認可の申請に限り、石川県の漁船原簿に登録を予定している者

許可又は起業の認可を申請すべき期間
令和5年6月20日から令和5年7月31日まで